



ギャンブル等への
のめり込みによる借金の場合、
**安易な肩代わりは
やめましょう。**

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまった、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

- GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

- （公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

- ギャマノン【家族・友人】

03-6659-4879

- （NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

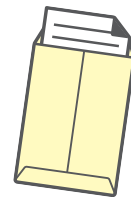
- GAFA（ギャンプリング・ファミリーズ・アノニマス）【家族・友人】

050-1726-8070

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。



日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

家計相談

のお悩み
してみませんか？

ギャンブル
依存

肩代わり

借金

債務

ヤミ金融

ローン



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency



多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。

正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、
後払い（ツケ払い）現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付
けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性
があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。

実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、
被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/
dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐ連絡してください。

多重債務に関するお問い合わせ先

消 …… 一般消費者からの相談を受け付けている相談窓口

事 …… 事業者からの相談を受け付けている相談窓口

消 東北財務局 福島財務事務所 理財課

事 8:30～12:00、13:00～16:30（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-533-0064

消 福島県消費生活センター

9:00～18:30（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

9:00～16:30（原則第4日曜日）

024-521-0999

消 消費者ホットライン

※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

188

消 法テラス・サポートダイヤル

事 9:00～21:00（月～金曜日）、9:00～17:00（土曜日）

※祝日・年末年始を除く

0570-078374

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（福島支部）

9:00～15:00（火・水・木曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-536-2710

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（郡山支部）

9:00～15:30（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-936-4515

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（いわき支部）

9:00～17:00（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0246-22-1320

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（会津若松支部）

9:00～17:00（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0242-27-0264

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（白河支部）

10:00～16:00（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0248-22-3381

消 福島県弁護士会『法律相談センター』
（相馬支部）

9:00～17:00（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0244-36-4789

消 福島県司法書士会総合相談センター

事 10:00～12:30、13:30～16:00（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0120-81-5539

事 福島県商工会連合会

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-525-3411

事 福島商工会議所

8:30～12:00、13:00～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-536-5511

事 郡山商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

024-921-2600

事 会津若松商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0242-27-1212

事 いわき商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0246-25-9151

事 白河商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0248-23-3101

事 原町商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0244-22-1141

事 会津喜多方商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0241-24-3131

事 相馬商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0244-36-3171

事 須賀川商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0248-76-2124

事 二本松商工会議所

8:30～17:15（月～金曜日）

※祝日・年末年始を除く

0243-23-3211

事 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
（ひまわりほっとダイヤル）

10:00～12:00、13:00～16:00（月～金曜日）

※祝日を除く

※電話で受付、面談により相談。

※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

0570-001-240